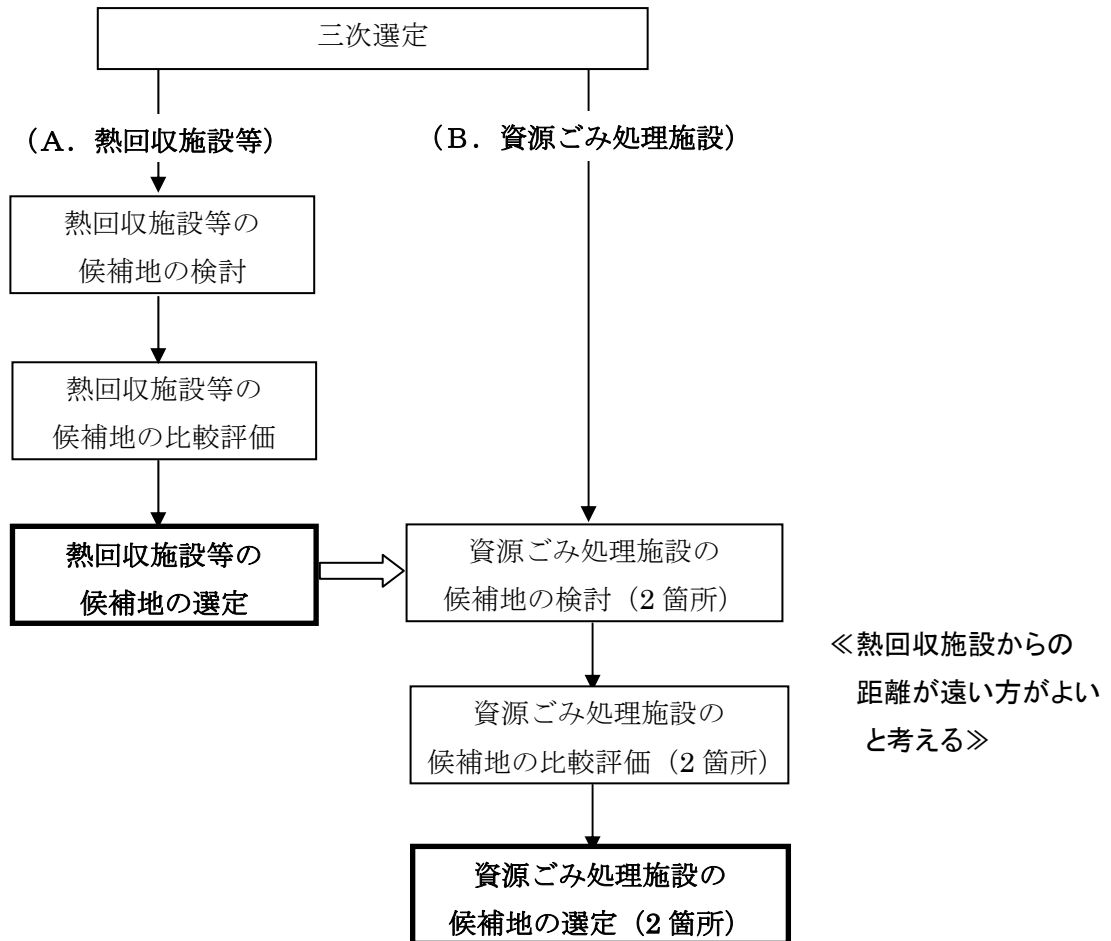


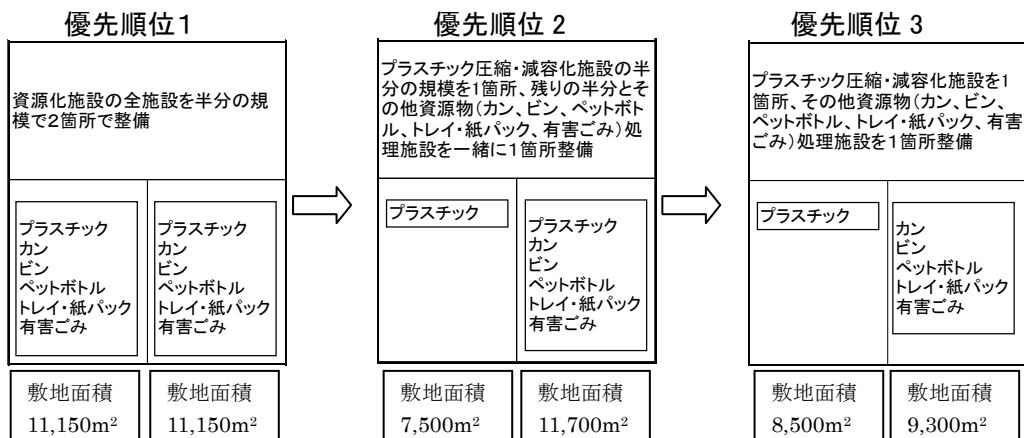
建設候補地選定 三次選定の評価項目の内容

1. 選定フロー

施設の市内「分散化」整備を考慮した場合、三次選定において考えられる選定フローは以下の通りである。



5月20日の第7回整備基本計画専門部会の議論の結果、資源ごみ処理施設の分散化のケースの優先順位は以下のようになった。



いずれの場合でも2箇所に施設整備することになっているため、2箇所整備を前提として検討を行う。

2. 三次選定の評価項目の参考資料(A. 熱回収施設等)

以下に熱回収施設等の評価項目を示す。

評価項目	評価する理由	評価の手法	評価の考え方	配点
1) 機能／維持管理	①敷地の形状、地盤状況等	<p>造成の概略図を作成し、平場面積が必要最低面積(熱回収施設等 28,000m²)以上確保できるかを調べる。</p> <p>※平場：たいらな場所・土地。</p> <p>【事務局からのご提案】 各候補地全ての柱状図が入手できないため、柱状図による候補地同士の比較評価ができない。代替手段として「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」の「図表 表層地盤のゆれやすさ(震度増分、世界測地系)」に基づき、表層地盤の評価を行う。</p>	<p>敷地形状に問題がなければ望ましいと考える。のり面整備に要する開発面積が必要となり、平場面積が必要最低面積分(熱回収施設等 28,000m²)を確保できなくなる場合が考えられる。</p> <p>4点：平場面積が必要最低面積以上確保できる。 0点：平場面積が必要最低面積を満たさない。</p> <p>「図表 表層地盤のゆれやすさ(震度増分、世界測地系)」では、町田市は5種類に色分けされており、ゆれにくい順に青、水色、黄緑、黄色、オレンジ色となっている。以下のように点数付けする。</p> <p>3点：青色、水色、黄緑色 2点：黄色 1点：オレンジ色 0点：赤色</p>	
	②開発行為や建築行為に対する規制等	<p>町田市都市づくり部にヒアリングを行い、町田市内の開発行為や建築行為規制を調べ、各候補地における規制の有無がないかを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用途規制：資源ごみ施設の建設を行う場合は、都市計画決定または都市計画審議会による審議が必要となる。1年以上を要する。 ・高さ規制：31m 高度地区に指定されている箇所がある。(ただし建設予定施設の高さは31m以下になることが想定されているため、問題ない。) ・宅地造成工事規制区域：申請から許可に係る期間は書類に不備がなければ概ね2ヶ月程度である。 ・町田市景観条例：町田市全域に適用される。手続きに係る期間は、不備がなければ1週間程度である。 	<p>左記の規制の中で、候補地によって許認可までの時間的な差が生じる規制は用途規制であると考えられる。そこで、その規制の有無によって点数付けする。</p> <p>7点：用途規制がない。 4点：用途規制がある。</p>	
	③収集運搬の効率	<p>町田市を5つのブロックに区分し、その人口から年間ごみ量を比例算出する。一方、各ブロックの重心(市民センター等)から各候補地までの(直線)距離を計測し、収集に要する年間の総トリップを算出する。</p>  <p>図 総トリップの算出の例(北部丘陵整備事業用地(a)サイト)</p>	<p>総トリップが短い方が望ましいと考える。</p> <p>6点：総トリップ 40万 km/年未満 5点：総トリップ 40万 km/年以上～50万 km/年未満 4点：総トリップ 50万 km/年以上～60万 km/年未満 3点：総トリップ 60万 km/年以上～70万 km/年未満 2点：総トリップ 70万 km/年以上～80万 km/年未満 1点：総トリップ 80万 km/年以上～90万 km/年未満 0点：総トリップ 90万 km/年以上</p>	

評価項目	評価する理由	評価の手法	評価の考え方	配点	
2)環境	①緑地等の保全	町田市における貴重な緑地環境を保全し、また市民の意向を反映するため。	緑地保全の観点から、以下の内容を調べる。 <ul style="list-style-type: none"> 候補地が「市民の森」「緑地保全の森」に該当するか調べる。 「町田市緑の基本計画 2020」より、候補地が「水と緑の拠点」、「保全候補地」に該当するか調べる。 「町田市緑の基本計画 2020」より、候補地が「樹林地」に該当するか調べる。 	候補地が左記の緑地内に位置していることは望ましくない。 5点：敷地が「樹林地」「水と緑の拠点」「保全候補地」「市民の森」「緑地保全の森」のいずれにも該当しない。 3点：敷地が「樹林地」に該当する。 1点：敷地が「水と緑の拠点」、「保全候補地」に該当する 0点：敷地が「市民の森」「緑地保全の森」に該当する。	
	②水源地の保全	町田市における湧水や河川水源など、貴重な環境を保全するため。	「まちだ河川マップ」より河川の位置を、「町田市まちづくりデータマップ」より湧水の位置を把握し、候補地までの距離を調べる。 「東京都環境影響評価技術指針（付解説）東京都環境影響評価事後調査基準」によれば、対象事業の実施により地下水位の低下が考えられる場合は、最大で 500m の範囲を調査地域とする。そのため、対象範囲を 500m と設定した。	候補地が河川や湧水から離れているほど望ましいと考える。 河川、湧水が多数存在する場合、候補地に近い方の距離を評価の対象とし、以下のように点数付けする。 5点：500m 以上 4点：400m 以上～500m 未満 3点：300m 以上～400m 未満 2点：200m 以上～300m 未満 1点：100m 以上～200m 未満 0点：100m 未満	
	③希少動植物の保全・配慮	事業にあたり、希少な動植物の生息・生育環境の保全や配慮が必要となるため。	【事務局からのご提案】 評価方法・資料の再確認の結果、現在町田市で収集可能な資料では町田市全域に点する候補地全ての希少動植物等の生息・生息環境の評価を公平に行うことはできない。生物多様性が豊かな場所は希少動植物が存在する可能性が高いため、生物多様性の豊かさをもって希少動植物の評価を行う。生物多様性の豊かさの指標として、緑地を取り上げ、以下の内容を調べる。 <ul style="list-style-type: none"> 候補地が「市民の森」「緑地保全の森」に該当するか調べる。 「町田市緑の基本計画 2020」より、候補地が「水と緑の拠点」、「保全候補地」に該当するか調べる。 「町田市緑の基本計画 2020」より、候補地が「樹林地」に該当するか調べる。 	候補地が生物多様性が高いと思われる緑地であれば望ましくない。 5点：敷地が「樹林地」「水と緑の拠点」「保全候補地」「市民の森」「緑地保全の森」のいずれにも該当しない。 3点：敷地が「樹林地」に該当する。 1点：敷地が「水と緑の拠点」、「保全候補地」に該当する 0点：敷地が「市民の森」「緑地保全の森」に該当する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ※評価内容が「①緑地等の保全」と同一であるため、項目を統合し、配点を調整することが考えられる。 </div>	
	④周辺道路の整備状況	周辺道路の整備状況は、歩行者の安全確保、渋滞緩和などの対策の必要性に影響するため。	現地調査により、候補地に面している道路の状況を把握し、 2車線道路の有無、歩道の有無 を調べる。 「町田市住宅団地分布図」より、 都市計画道路の整備予定 を把握する。	周辺道路が整備されている（又は整備される予定）状況であれば望ましいと考える。 5点：歩道がある2車線道路が候補地に面している。 3点：歩道がない2車線道路が候補地に面している。 1点：1車線道路、あるいは整備予定の道路が候補地に面している。 0点：上記以外。	

評価項目		評価する理由	評価の手法	評価の考え方	配点
3) 土地利用	①教育・福祉施設等への配慮	建設候補地やその近隣に学校、保育園、その他教育や福祉に供する施設が立地している場合、収集車の通行による環境影響や交通安全などに配慮が必要と考えられるため。	<ul style="list-style-type: none"> 候補地敷地から半径 500m以内を対象に、教育施設（保育園、幼稚園、小中学校、高校、大学）、福祉施設と候補地までの距離を把握する。 小学校の通学路と候補地の位置関係を、担当部局へのヒアリングにより把握する。 環境影響評価において、事業実施区域および周辺の調査における対象範囲を 500m とする場合が多いため、対象範囲を 500m と設定した。 	<p>候補地敷地から半径 500m 以内の範囲において、教育施設、福祉施設の数が少ない方が望ましいと考える。また候補地敷地から通学路が遠い方が望ましいと考える。</p> <p>5 点：施設数 0 かつ候補地敷地から半径 500m 未満の範囲に通学路がない。 4 点：施設数 1 あるいは候補地敷地から半径 400m 以上 500m 未満の範囲に通学路がある。 3 点：施設数 2 あるいは候補地敷地から半径 300m 以上 400m 未満の範囲に通学路がある。 2 点：施設数 3 あるいは候補地敷地から半径 200m 以上 300m 未満の範囲に通学路がある。 1 点：施設数 4 あるいは候補地敷地から半径 100m 以上 200m 未満の範囲に通学路がある。 0 点：施設数 5 以上 あるいは候補地敷地から半径 100m 未満の範囲に通学路がある。</p>	
	②類似施設の状況	既に焼却施設や汚水処理場などの類似施設が存在する地区に施設を建設することは、施設の「分散化」の方針と一致しないため。	<ul style="list-style-type: none"> 類似施設（廃棄物処理施設、下水処理施設）と候補地までの距離を把握する。候補地に最も近い施設を対象とする。 環境影響評価において、事業実施区域および周辺の調査における対象範囲を 500m とする場合が多いため、対象範囲を 500m と設定した。 	<p>候補地から類似施設までの距離が遠い方が望ましいと考える。施設が複数存在する場合候補地に最も近い施設を対象とする。</p> <p>5 点：500m 以上 4 点：400m 以上～500m 未満 3 点：300m 以上～400m 未満 2 点：200m 以上～300m 未満 1 点：100m 以上～200m 未満 0 点：100m 未満</p>	
	③地域住民の居住状況	住宅が密集している地区に施設を設置することは、影響が大きいため。	平成 22 年の町（上小山田、下小山田、小山ヶ丘など）ごとの人口データより、 人口密度 を把握する。	<p>人口密度が小さい方が望ましいと考える。</p> <p>5 点：1,000 人/km² 未満 4 点：1,000 人/km² 以上～2,000 人/km² 未満 3 点：2,000 人/km² 以上～3,000 人/km² 未満 2 点：3,000 人/km² 以上～4,000 人/km² 未満 1 点：4,000 人/km² 以上～5,000 人/km² 未満 0 点：5,000 人/km² 未満</p>	
	④市境からの距離	隣接市に配慮する必要があると考えられるため。	<ul style="list-style-type: none"> 候補地から市境までの距離を把握する。 環境影響評価において、事業実施区域および周辺の調査における対象範囲を 500m とする場合が多いため、対象範囲を 500m と設定した。 	<p>候補地から市境までの距離が長い方が望ましいと考える。</p> <p>5 点：500m 以上 4 点：400m 以上～500m 未満 3 点：300m 以上～400m 未満 2 点：200m 以上～300m 未満 1 点：100m 以上～200m 未満 0 点：100m 未満</p>	

評価項目		評価する理由	評価の手法	評価の考え方	配点
4) 経済性	① 用地取得費	必要な機能を確保する条件内において、費用を削減することが望まれるため(基本的には市の所有地を活用する)。	各エリアにおける概略的な用地費を相対評価する。 (※具体的な数値、金額は公表しない。) ・市有地の場合、用地取得費はゼロとなる。 ・民有地の場合、公示地価から各エリアの概略的な用地費を調べる。 ・代替地を用意する必要がある場合は、その取得費も概算で算出する。	用地取得費が低い方が望ましいと考える。 7点：市有地の場合 6点：用地取得費 0～5億円未満 5点：用地取得費 5億円以上～10億円未満 4点：用地取得費 10億円以上～15億円未満 3点：用地取得費 15億円以上～20億円未満 2点：用地取得費 20億円以上～25億円未満 1点：用地取得費 25億円以上～30億円未満 0点：用地取得費 30億円以上	※項目を統合することが考えられる。
	② 初期整備費	必要な機能を確保する条件内において、費用を削減することが望まれるため。	・概略的配置計画に基づき、敷地造成ボリュームから概算初期整備費を算出する。	初期整備費が低い方が望ましいと考える。 7点：3億円未満 6点：3億円以上～5億円未満 5点：5億円以上～7億円未満 4点：7億円以上～9億円未満 3点：9億円以上～11億円未満 2点：11億円以上～13億円未満 1点：13億円以上～15億円未満 0点：15億円以上	
	③ ライフライン整備費	電力や上水や下水といったライフラインの整備費を考慮するため。	以下のように各費用を算出し、それらを合計する。 【上水道】 ・水道管管理図より必要な延長を求め、単位長さあたりの概算費用(200万円/100m)から算出する。 【下水道】 ・下水道網図などから下水管の配置の状況を確認する。 ・下水道網と候補地の距離を求め、単位長さあたりの概算費用(1,000万円/100m)から算出する。 【電力】 ・東京電力へのヒアリングを行い、工事費の負担金を算出してもらう。	ライフラインの整備費用が低い方が望ましいと考える。 6点：3億円未満 5点：3億円以上～5億円未満 4点：5億円以上～7億円未満 3点：7億円以上～9億円未満 2点：9億円以上～11億円未満 1点：11億円以上～13億円未満 0点：13億円以上～15億円未満	

評価項目		評価する理由	評価の手法	評価の考え方	配点
5) 余熱等利用	① 熱利用施設の有無	建設候補地近隣に比較的規模の大きい熱利用を行う施設あるいはバイオガスを利用する施設が立地している場合、エネルギー供給の観点から有利と考えられるため。	熱利用の可能性が考えられる病院、福祉施設、工場を供給先と想定する。その数が多いほど導入に適した施設が見つかる可能性が高いため、建設候補地から半径 500m以内に存在する 病院、福祉施設、工場の数 を調べる。	候補地周辺の病院、福祉施設、工場の数が多い方が望ましいと考える。 7点：施設数 4 以上 5点：施設数 3 3点：施設数 2 1点：施設数 1 0点：施設数 0	
	② バイオガス利用施設の有無	建設候補地近隣にバイオガスを利用する施設もしくは供給する施設が立地している場合、有利と考えられるため。	バイオガス利用の可能性が考えられる病院、福祉施設を供給先と想定する。その数が多いほど導入に適した施設が見つかる可能性が高いため、建設候補地から半径 500m以内に存在する 病院、福祉施設の数 を調べる。	候補地周辺の病院、福祉施設の数が多い方が望ましいと考える。 7点：施設数 4 以上 5点：施設数 3 3点：施設数 2 1点：施設数 1 0点：施設数 0 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">※評価内容が「①熱利用の施設の有無」と比べ、工場の数を考慮しないこと以外の内容が同一であるため、項目を統合し、配点を調整することが考えられる。</div>	
	③ バス拠点等の有無	将来的に、施設より供給可能と考えられる電力、バイオガス、水素等のエネルギーを市内の公共交通機関に有効に活用できると考えられるため。	敷地に面している道路のバス路線数が多ければ、バイオガスの供給場所として都合がよいと考えられるため、候補地に面している道路を通過する バス路線の数 を調べる。	候補地に面する道路を通過するバス路線が多い方が望ましいと考える。 6点：路線数 3 4点：路線数 2 2点：路線数 1 0点：路線数 0	

3. 三次選定の評価項目の参考資料(B. 資源ごみ処理施設)

以下に資源ごみ処理施設の評価項目を示す。

評価項目		評価する理由	評価の手法	評価の考え方	配点
1) 機能／維持管理	① 敷地の形状、地盤状況等	敷地の形状や土地の起伏が施設の有効な配置に影響を及ぼす場合があるため。また、著しく軟弱な地盤の場合、施設の耐震性に影響を及ぼすため。	<p>造成の概略図を作成し、平場面積が必要最低面積(資源ごみ処理施設 7,500m²)以上確保できるかを調べる。</p> <p>※平場：たいらな場所・土地。</p> <p>【事務局からのご提案】 各候補地全ての柱状図が入手できないため、柱状図による候補地同士の比較評価ができない。代替手段として「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」の「図表 表層地盤のゆれやすさ(震度増分、世界測地系)」に基づき、表層地盤の評価を行う。</p>	<p>敷地形状に問題がなければ望ましいと考える。のり面整備に要する開発面積が必要となり、平場面積が必要最低面積分(資源ごみ処理施設 7,500m²)を確保できなくなる場合が考えられる。また、各分散化のパターンにより必要最低面積が異なるため、それに基づいて点数付けを行う。</p> <p>4点：平場面積が 11,700m²以上 2点：平場面積が 9,300m²以上 11,700m²未満 1点：平場面積が 7,500m²以上 9,300m²未満 0点：平場面積が必要最低面積を満たさない。</p> <p>「図表 表層地盤のゆれやすさ(震度増分、世界測地系)」では、町田市は5種類に色分けされており、ゆれにくい順に青、水色、黄緑、黄色、オレンジ色となっている。以下のように点数付けする。</p> <p>3点：青色、水色、黄緑色 2点：黄色 1点：オレンジ色 0点：赤色</p>	
	② 開発行為や建築行為に対する規制等	開発行為や建築行為に規制等がある場合、許認可に要する時間が事業スケジュールに影響を及ぼすため。	<p>町田市都市づくり部にヒアリングを行い、町田市内の開発行為や建築行為規制を調べ、各候補地における規制の有無がないかを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 用途規制：資源ごみ施設の建設を行う場合は、都市計画決定または都市計画審議会による審議が必要となる。1年以上を要する。 高さ規制：31m 高度地区に指定されている箇所がある。(ただし建設予定施設の高さは 31m 以下になることが想定されているため、問題ない。) 宅地造成工事規制区域：申請から許可に係る期間は書類に不備がなければ概ね2ヶ月程度である。 町田市景観条例：町田市全域に適用される。手続きに係る期間は、不備がなければ1週間程度である。 	<p>左記の規制の中で、候補地によって許認可までの時間的な差が生じる規制は用途規制であると考えられる。そこで、その規制の有無によって点数付けする。</p> <p>7点：用途規制がない。 4点：用途規制がある。</p>	
	③ 収集運搬の効率	東西に長い町田市域において、立地が偏った場合に収集運搬の効率が低下し、また交通混雑や環境への影響が懸念されるため。	<p>町田市を5つのブロックに区分し、その人口から年間ごみ量を比例算出する。一方、各ブロックの重心(市民センター等)から各候補地までの(直線)距離を計測し、収集に要する年間の総トリップを算出する。</p>  <p>図 総トリップの算出の例(北部丘陵整備事業用地(a)サイト)</p>	<p>総トリップが短い方が望ましいと考える。</p> <p>6点：総トリップ 40万 km/年未満 5点：総トリップ 40万 km/年以上～50万 km/年未満 4点：総トリップ 50万 km/年以上～60万 km/年未満 3点：総トリップ 60万 km/年以上～70万 km/年未満 2点：総トリップ 70万 km/年以上～80万 km/年未満 1点：総トリップ 80万 km/年以上～90万 km/年未満 0点：総トリップ 90万 km/年以上</p>	

評価項目	評価する理由	評価の手法	評価の考え方	配点	
2)環境	①緑地等の保全	町田市における貴重な緑地環境を保全し、また市民の意向を反映するため。	緑地保全の観点から、以下の内容を調べる。 <ul style="list-style-type: none"> 候補地が「市民の森」「緑地保全の森」に該当するか調べる。 「町田市緑の基本計画 2020」より、候補地が「水と緑の拠点」、「保全候補地」に該当するか調べる。 「町田市緑の基本計画 2020」より、候補地が「樹林地」に該当するか調べる。 	候補地が左記の緑地内に位置していることは望ましくない。 5点：敷地が「樹林地」「水と緑の拠点」「保全候補地」「市民の森」「緑地保全の森」のいずれにも該当しない。 3点：敷地が「樹林地」に該当する。 1点：敷地が「水と緑の拠点」、「保全候補地」に該当する 0点：敷地が「市民の森」「緑地保全の森」に該当する。	
	②水源地の保全	町田市における湧水や河川水源など、貴重な環境を保全するため。	「まちだ河川マップ」より河川の位置を、「町田市まちづくりデータマップ」より湧水の位置を把握し、候補地までの距離を調べる。 「東京都環境影響評価技術指針（付解説）東京都環境影響評価事後調査基準」によれば、対象事業の実施により地下水位の低下が考えられる場合は、最大で 500m の範囲を調査地域とする。そのため、対象範囲を 500m と設定した。	候補地が河川や湧水から離れているほど望ましいと考える。 河川、湧水が多数存在する場合、候補地に近い方の距離を評価の対象とし、以下のように点数付けする。 5点：500m 以上 4点：400m 以上～500m 未満 3点：300m 以上～400m 未満 2点：200m 以上～300m 未満 1点：100m 以上～200m 未満 0点：100m 未満	
	③希少動植物の保全・配慮	事業にあたり、希少な動植物の生息・生育環境の保全や配慮が必要となるため。	【事務局からのご提案】 評価方法・資料の再確認の結果、現在町田市で収集可能な資料では町田市全域に点在する候補地全ての希少動植物等の生息・生息環境の評価を公平に行うことはできない。生物多様性が豊かな場所は希少動植物が存在する可能性が高いため、生物多様性の豊かさをもって希少動植物の評価を行う。生物多様性の豊かさの指標として、緑地を取り上げ、以下の内容を調べる。 <ul style="list-style-type: none"> 候補地が「市民の森」「緑地保全の森」に該当するか調べる。 「町田市緑の基本計画 2020」より、候補地が「水と緑の拠点」、「保全候補地」に該当するか調べる。 「町田市緑の基本計画 2020」より、候補地が「樹林地」に該当するか調べる。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> 町田市の生物種情報や自然史の基礎資料としては「まちだエコプラン」策定時の調査で作成した『町田市の野生生物目録』があるが、情報収集が平成 8 年で終わっていること、また市域全体を網羅した資料ではないことから、本資料で候補地ごとの希少動植物の評価を行うのは不相当であると考えられる。 『東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)ー東京都レッドリストー 2010 年版』では、町田市を含む 5 市を南多摩として地域区分し情報を整理しているため、範囲が広すぎて候補地ごとの希少動植物の評価を行うことができない。 今後も収集可能な資料については調査を続け必要な情報については提供を行う。 </div>	候補地が生物多様性が高いと思われる緑地であれば望ましくない。 5点：敷地が「樹林地」「水と緑の拠点」「保全候補地」「市民の森」「緑地保全の森」のいずれにも該当しない。 3点：敷地が「樹林地」に該当する。 1点：敷地が「水と緑の拠点」、「保全候補地」に該当する 0点：敷地が「市民の森」「緑地保全の森」に該当する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> ※評価内容が「①緑地等の保全」と同一であるため、項目を統合し、配点を調整することが考えられる。 </div>	
	④周辺道路の整備状況	周辺道路の整備状況は、歩行者の安全確保、渋滞緩和などの対策の必要性に影響するため。	現地調査により、候補地に面している道路の状況を把握し、 2車線道路の有無、歩道の有無 を調べる。 「町田市住宅団地分布図」より、 都市計画道路の整備予定 を把握する。	周辺道路が整備されている(又は整備される予定)状況であれば望ましいと考える。 5点：歩道がある2車線道路が候補地に面している。 3点：歩道がない2車線道路が候補地に面している。 1点：1車線道路、あるいは整備予定の道路が候補地に面している。 0点：上記以外。	

評価項目		評価する理由	評価の手法	評価の考え方	配点
3) 土地利用	①教育・福祉施設等への配慮	建設候補地やその近隣に学校、保育園、その他教育や福祉に供する施設が立地している場合、収集車の通行による環境影響や交通安全などに配慮が必要と考えられるため。	<ul style="list-style-type: none"> 候補地敷地から半径 500m以内を対象に、教育施設（保育園、幼稚園、小中学校、高校、大学）、福祉施設と候補地までの距離を把握する。 小学校の通学路と候補地の位置関係を、担当部局へのヒアリングにより把握する。 環境影響評価において、事業実施区域および周辺の調査における対象範囲を 500m とする場合が多いため、対象範囲を 500m と設定した。 	<p>候補地敷地から半径 500m 以内の範囲において、教育施設、福祉施設の数が少ない方が望ましいと考える。また候補地敷地から通学路が遠い方が望ましいと考える。</p> <p>5 点：施設数 0 かつ候補地敷地から半径 500m 未満の範囲に通学路がない。 4 点：施設数 1 あるいは候補地敷地から半径 400m 以上 500m 未満の範囲に通学路がある。 3 点：施設数 2 あるいは候補地敷地から半径 300m 以上 400m 未満の範囲に通学路がある。 2 点：施設数 3 あるいは候補地敷地から半径 200m 以上 300m 未満の範囲に通学路がある。 1 点：施設数 4 あるいは候補地敷地から半径 100m 以上 200m 未満の範囲に通学路がある。 0 点：施設数 5 以上 あるいは候補地敷地から半径 100m 未満の範囲に通学路がある。</p>	
	②類似施設の状況	既に焼却施設や汚水処理場などの類似施設が存在する地区に施設を建設することは、施設の「分散化」の方針と一致しないため。	<ul style="list-style-type: none"> 類似施設（廃棄物処理施設、下水処理施設）と候補地までの距離を把握する。候補地に最も近い施設を対象とする。 環境影響評価において、事業実施区域および周辺の調査における対象範囲を 500m とする場合が多いため、対象範囲を 500m と設定した。 	<p>候補地から類似施設までの距離が遠い方が望ましいと考える。施設が複数存在する場合候補地に最も近い施設を対象とする。</p> <p>5 点：500m 以上 4 点：400m 以上～500m 未満 3 点：300m 以上～400m 未満 2 点：200m 以上～300m 未満 1 点：100m 以上～200m 未満 0 点：100m 未満</p>	
	③地域住民の居住状況	住宅が密集している地区に施設を設置することは、影響が大きいため。	平成 22 年の町（上小山田、下小山田、小山ヶ丘など）ごとの人口データより、 人口密度 を把握する。	<p>人口密度が小さい方が望ましいと考える。</p> <p>5 点：1,000 人/km² 未満 4 点：1,000 人/km² 以上～2,000 人/km² 未満 3 点：2,000 人/km² 以上～3,000 人/km² 未満 2 点：3,000 人/km² 以上～4,000 人/km² 未満 1 点：4,000 人/km² 以上～5,000 人/km² 未満 0 点：5,000 人/km² 未満</p>	
	④市境からの距離	隣接市に配慮する必要があると考えられるため。	<ul style="list-style-type: none"> 候補地から市境までの距離を把握する。 環境影響評価において、事業実施区域および周辺の調査における対象範囲を 500m とする場合が多いため、対象範囲を 500m と設定した。 	<p>候補地から市境までの距離が長い方が望ましいと考える。</p> <p>5 点：500m 以上 4 点：400m 以上～500m 未満 3 点：300m 以上～400m 未満 2 点：200m 以上～300m 未満 1 点：100m 以上～200m 未満 0 点：100m 未満</p>	

評価項目		評価する理由	評価の手法	評価の考え方	配点
4) 経済性	① 用地取得費	必要な機能を確保する条件内において、費用を削減することが望まれるため(基本的には市の所有地を活用する)。	各エリアにおける概略的な用地費を相対評価する。 (※具体的な数値、金額は公表しない。) ・市有地の場合、用地取得費はゼロとなる。 ・民有地の場合、公示地価から各エリアの概略的な用地費を調べる。 ・代替地を用意する必要がある場合は、その取得費も概算で算出する。	用地取得費が低い方が望ましいと考える。 7点：市有地の場合、 6点：用地取得費 0～2.5億円未満 5点：用地取得費 2.5億円以上～5億円未満 4点：用地取得費 5億円以上～7.5億円未満 3点：用地取得費 7.5億円以上～10億円未満 2点：用地取得費 10億円以上～12.5億円未満 1点：用地取得費 12.5億円以上～15億円未満 0点：用地取得費 15億円以上	※項目を統合することが考えられる。
	② 初期整備費	必要な機能を確保する条件内において、費用を削減することが望まれるため。	概略的配置計画に基づき、敷地造成ボリュームから概算初期整備費を算出する。	初期整備費が低い方が望ましいと考える。 7点：3億円未満 6点：3億円以上～5億円未満 5点：5億円以上～7億円未満 4点：7億円以上～9億円未満 3点：9億円以上～11億円未満 2点：11億円以上～13億円未満 1点：13億円以上～15億円未満 0点：15億円以上	
	③ ライフライン整備費	電力や上水や下水といったライフラインの整備費を考慮するため。	以下のように各費用を算出し、それらを合計する。 【上水道】 ・水道管管理図より必要な延長を求め、単位長さあたりの概算費用(200万円/100m)から算出する。 【下水道】 ・下水道網図などから下水管の配置の状況を確認する。 ・下水道網と候補地の距離を求め、単位長さあたりの概算費用(1,000万円/100m)から算出する。 【電力】 ・東京電力へのヒアリングを行い、工事費の負担金を算出してもらう。	ライフラインの整備費用が低い方が望ましいと考える。 6点：1,000万円未満 5点：1,000万円以上～2,000万円未満 4点：2,000万円以上～3,000万円未満 3点：3,000万円以上～4,000万円未満 2点：4,000万円以上～5,000万円未満 1点：5,000万円以上～6,000万円未満 0点：6,000万円以上	

4. 配点表(案)

評価項目		A.熱回収施設、ごみメタン化施設、不燃・粗大ごみ処理施設		B.資源ごみ処理施設	
		重み付け (配点)		重み付け (配点)	
1)機能／維持管理	①敷地の形状、地盤状況等				
	②開発行為や建築行為に対する規制等				
	③収集運搬の効率				
2)環境	①緑地等の保全				
	②水源地の保全				
	③希少動植物の保全・配慮				
	④周辺道路の整備状況				
3)土地利用	①教育・福祉施設等への配慮				
	②類似施設の状況				
	③地域住民の居住状況				
	④市境からの距離				
4)経済性	①用地取得費				
	②初期整備費				
	③ライフライン整備費				
5)余熱等利用	①熱利用施設等の有無				
	②バイオガス利用施設の有無				
	③バス拠点等の有無				
合計					

※部会の議論により変更の可能性あり。

5. 評価項目の追加案—施設の分散化(資源ごみ処理施設の評価項目として)

施設の分散化を望む市民の声や、施設の距離をある程度離すべきという整備基本計画専門部会の議論を踏まえ、資源ごみ処理施設の評価項目表に本評価項目を追加することを提案する。

評価項目	評価する理由	評価の手法	評価の考え方
施設の分散化	①熱回収施設等と資源ごみ処理施設を分散して配置するため。	熱回収施設等の候補地から資源ごみ処理施設の候補地までの距離を測る。 図 熱回収施設等の候補地から資源ごみ処理施設候補地までの距離の算出例 (リレーセンターみなみの場合、北部丘陵整備事業用地(a)サイトが熱回収施設等の候補地となったと想定)	熱回収施設等の候補地から資源ごみ処理施設の候補地までの距離を測り、その距離が遠いほうが望ましいと考える。 20点：15km以上 16点：12km以上15km未満 12点：9km以上12km未満 8点：6km以上9km未満 4点：3km以上6km未満 0点：3km未満

上記項目を追加した場合、配点表(案)は下記ようになる。

評価項目		A.熱回収施設、ごみメタン化施設、不燃・粗大ごみ処理施設		B.資源ごみ処理施設	
		重み付け (配点)		重み付け (配点)	
1)機能／維持管理	①敷地の形状、地盤状況等				
	②開発行為や建築行為に対する規制等				
	③収集運搬の効率				
2)環境	①緑地等の保全				
	②水源地の保全				
	③希少動植物の保全・配慮				
	④周辺道路の整備状況				
3)土地利用	①教育・福祉施設等への配慮				
	②類似施設の状況				
	③地域住民の居住状況				
	④市境からの距離				
4)経済性	①用地取得費				
	②初期整備費				
	③ライフライン整備費				
5)余熱等利用	①熱利用施設等の有無				
	②バイオガス利用施設の有無				
	③バス拠点等の有無				
6)施設の分散化	①熱回収施設等からの距離				
合計					

追加項目案